

00375

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日起きは、休日にと  
たる翌日)

目次中 「第一節 軽油引取税(第百三十六条——第百五十三条の二)  
第二節 入 猶 稅(第百五十四条——第百五十七条)」を

「第一節 自動車取得税(第百三十五条の二——第百三十五

条の十七)

第二節 軽油引取税(第百三十六条——第百五十三条の二)に改める。

第三節 入 猶 稅(第百五十四条——第百五十七条)」

第三条第二号中「軽油引取税」を「自動車取得税」に改める。

第五条第一項各号を次のように改める。

一 第二十三条第一項の規定による期限の延長に関する事項

二 法第五十八条第四項の規定による主たる事務所又は事業所を他の都道府県に有する法人の法人税額の分割の基準となる従業者数の修正の請求に関する事項

三 法第七十二条の四十第一項の規定による主たる事務所又は事業所を他の都道府県に設けて事業を行なう法人に係る法人税の課税標準の更正又は決定の請求に関する事項

四 法第七十二条の四十九第二項又は第五項の規定による主たる事務所又は事業所を他の都道府県に設けて事業を行なう法人の当該事業に係る事業税の課税標準額の総額又は分割課税標準額の更正又は決定の請求に関する事項

五 県たばこ消費税に係る徵収金の賦課徵収に関する事項

六 第百十四条の規定による申告書の受理に関する事項

鳥取県条例第二十一号

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例の一部を改正する条例

鳥取県条例(昭和二十九年五月鳥取県条例第二十六号)の一部を次のように改正する。

七 第百三十五条の九第一項の規定による課税免除の承認に関する事項

八 法第七百四十二条の規定による大規模の償却資産の指定に関する事項

九 第百三十五条の九第一項の規定による申告書若しくは同条第二項の規定による報告書又は第百三十五条の十の規定による申告書若しくは修正申告書の受理に関する事項

十 法第六百九十九条の十四第一項から第三項までの規定による自動車取得税に係る納税義務の免除、徴収の猶予又は徴収の猶予をした期間に対応する部分に係る延滞金額の免除に関する事項

十一 法第六百九十九条の十五第一項の規定による自動車取得税に係る納付義務の免除に関する事項

十二 第百三十五条の十五の規定による自動車取得税の減免に関する事項

十三 第百四十二条の三の規定による特別徴収義務者としての指定の取り消しに関する事項

第十九条第一項中「及び入獵税」を「、自動車取得税及び入獵税」に、

「、納入書、納税通知書又は納入通知書」を「又は納入書」に改める。

第二十四条第一項第一号中「法第五十三条第一項、第二項若しくは第六項」を「第百三十五条の九、法第五十三条第一項、第二項若しくは第五項」に改め、「第四号」の下に「（第百三十五条の九の規定による申告書に係る税額にあつては第九号）」を加え、同条同項第二号中「法第五十三条

第一項、第二項又は第六項」を「第百三十五条の九、法第五十三条第一項、第二項若しくは第五項」に改め、「申告書に係る税額」の下に「（第百三十五条の九の規定による申告書に係る税額にあつては第九号に掲げる税

額を除く。）」を加え、同条同項第六号中「第百八条」の下に「、第百三十五条の十七第二項」を、「法第百二十二条の二」の下に「、第六百九十九条の十四第二項」を加え、同条同項に次の二号を加える。

八 法第六百九十九条の十二第二項の修正申告書に係る税額（次号に掲げる税額を除く。）修正申告書を提出した日までの期間又はその日の

翌日から一月を経過する日までの期間

九 法第六百九十九条の十四第二項の規定によつて徴収を猶予した税額

当該猶予した期間の末日の翌日から一月を経過する日までの期間、第二十四条第四項中「確定金額に十円未満」を「確定金額に百円未満」に、「全額が十円未満」を「全額が五百円未満」に改める。

第三十二条第一項第三号中「二十六万円」を「二十八万円」に改める。

第三十二条の三中「社会保険料控除額」の下に「、小規模企業共済掛金控除額」を加える。

第四十二条第一項中「第六項」を「第五項」に改める。

第五十条第二項中「資本又は出資金の金額」を「資本の金額又は出資金額」に改める。

第五十八条第一項中「譲渡損失の金額」の下に「（年の中途中において事業を廃止した場合においては、当該年の一月一日から事業の廃止の日までに生じた譲渡損失の金額）」を加える。

第五十八条の二第一項中「提出した場合」の下に「（政令で定める場合を除く。）」を加える。

第六十一条第二項中「又は家屋」を「若しくは家屋」に改め、「施行令第三十六条の二の規定に該当するもの」の下に「又は年金福祉事業団その他政令で定めるものから資金の貸付けを受けて政令で定める者に譲渡する

住宅を新築する者」を加える。

第九十四条の四第二項中「定めるものを除く」の下に「次項において同じ」を加え、「宿泊に伴う飲食を除く」を「宿泊者に係る第九十四条の二第一項の飲食を除く。次項において同じ」に改め、同条に次の二項を加える。

3 前項の場合において、旅館における宿泊者に係る飲食及びその他の利用行為（昼食に係るものと除く。）は、一泊ごとに一回の飲食及びその他利用行為とみなす。

第一百一条第三項中「施行令第四十二条の三」を「施行令第四十二条の四」に改める。

第一百一条の二（見出しを含む。）中「施行令第四十二条の三」を「施行令第四十二条の四」に改める。

第三章の章名の次に次の二節を加える。

#### 第一節 自動車取得税

（自動車取得税の納稅義務者等）

第一百三十五条の二 自動車取得税は、自動車の取得に対し、その自動車の取得者に課する。

2 前項の自動車とは、道路運送車両法第二条第二項に規定する自動車（自動車に附加して一体となつてゐる物として政令で定めるものを含む。）をいい、同法第三条の大型特殊自動車及び小型特殊自動車並びに同条の小型自動車及び軽自動車のうち二輪のもの（側車付二輪自動車を含む。）を除くものとし、同項の自動車の取得には、自動車製造業者の

製造による自動車の取得、自動車販売業者の販売のための自動車の取得その他の政令で定める自動車の取得を含まないものとする。

（自動車取得税のみなす課税）

第一百三十五条の三 前条第一項の自動車（以下本節において「自動車」という。）の売買契約において、売主が当該自動車の所有権を留保している場合においても、当該売買契約の締結を同項の自動車の取得（以下本節において「自動車の取得」という。）と、買主を自動車の取得者とみなして、自動車取得税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける自動車について買主の変更があつたときは、当該買主の変更に係る契約の締結を自動車の取得と、新たに買主となる者を自動車の取得者とみなして、自動車取得税を課する。

3 自動車製造業者、自動車販売業者又は前条第二項の政令で定める自動車の取得をした者（以下本条において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した自動車又はその販売のためその他の運行（道路運送車両法第二条第五項に規定する運行をいう。以下本条において同じ。）以外の目的に供するため取得した自動車について、当該販売業者等が運行の用に供した場合（当該販売業者等から当該自動車の貸与を受けた者がこれを運行の用に供した場合を含む。）においては、当該運行の用に供することを自動車の取得と、当該販売業者等を自動車の取得者とみなして、自動車取得税を課する。この場合において、当該販売業者等が、当該自動車について、道路運送車両法第七条の規定による登録を受けたとき（当該登録前に第一項の規定の適用がある自動車の売買がされたときを除く。）又は同法第九十七条の三の規定による届出をしたときは、当該自動車の登録又は届出を当該運行の用に供することとみなす。

4 法の施行地外で自動車を取得した者が、当該自動車を最初に県内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該自動車を運行の用に供することを自動車の取得と、当該自動車を運行の用に供する者を自動車の取得者とみなして、自動車取得税を課する。

#### (自動車取得税の課税免除)

第一百三十五条の四 次の各号の一に該当する自動車の取得に対しては、自動車取得税を課さない。ただし、第二号に規定する自動車の取得については、知事の承認を受けたものに限る。

##### 一 日本赤十字社が、救急業務又は採血業務の用に供する自動車

二 身体障害者福祉法第十五条の規定による身体障害者手帳（戦傷病者特別援護法第四条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳）の交付を受けている者のうち、下肢又は体幹の機能に永続的な障害があり当該障害により歩行が著しく困難であるものが自ら運転する自動車

#### (自動車取得税の課税標準)

第一百三十五条の五 自動車取得税の課税標準は、自動車の取得価額とする。

2 次に掲げる自動車の取得については、その取得の時ににおける当該自動

車の通常の取引価額として自治省令で定めるところにより算定した金額を前項の取得価額とみなす。

一 無償でされた自動車の取得又は自動車を譲渡した者が親族その他当該自動車を取得した者と特殊の関係のある者で政令で定めるものである場合その他特別の事情がある場合における自動車の取得で政令で定

めるもの

二 代物弁済に係る給付として又は交換若しくは民法（明治二十九年法律第八十九号）第五百五十三条の負担附贈与（被相続人から相続人以外の者に対してされた民法第十二条の負担附遺贈を含む。）に係る財産の移転としてされた場合における自動車の取得

三 第百三十五条の三第三項又は第四項の規定により自動車の取得があつたものとみなされる場合における当該自動車の取得

#### (自動車取得税の税率)

第一百三十五条の六 自動車取得税の税率は、百分の三とする。

#### (自動車取得税の免税点)

第一百三十五条の七 取得価額が十万円以下である自動車の取得に対しては、自動車取得税を課さない。

#### (自動車取得税の徴収の方法)

第一百三十五条の八 自動車取得税の徴収については、申告納付の方法による。

#### (自動車取得税の申告納付)

第一百三十五条の九 自動車取得税の納稅義務者は、次の各号に掲げる自動車の取得の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、自動車取得税の課税標準額及び税額その他の自治省令で定める事項を記載した申告書を知事に提出するとともに、その申告した税額を県に納付しなければならない。この場合において、自動車の取得が第百三十五条の二第一項又は第百三十五条の三第一項若しくは第二項の自動車の取得であるときは、売買契約書その他の当該自動車の取得及びその取得価額を証する書類の写しを当該申告書に添付しなければならない。

一 道路運送車両法第七条の規定による登録又は同法第九十七条の三の規定による届出がされる自動車に係る自動車の取得 当該登録又は届出の時

二 道路運送車両法第十三条の規定による登録を受けるべき自動車の取得 当該登録を受けるべき事由があつた日から十五日を経過する日 (その日前に当該登録を受けたときは、当該登録の時)

三 前二号の自動車の取得以外の自動車の取得で、道路運送車両法第六十七条第一項の規定による自動車検査証の記入を受けるべき自動車の取得又は自治省令で定める自動車の取得 当該記入を受けるべき事由があつた日から十五日を経過する日 (その日前に当該記入を受けたときは、当該記入の時) 又は自治省令で定める日

四 前三号の自動車の取得以外の自動車の取得 当該自動車の取得の日から十五日を経過する日

2 自動車の取得をした者は、前項の規定の適用がある場合を除き、次に掲げる事項を記載した報告書を知事に提出しなければならない。この場合において、自動車の取得が第百三十五条の二第一項又は第百三十五条の三第一項若しくは第二項の自動車の取得であるときは、売買契約書その他当該自動車の取得及びその取得価額を証する書類の写しを当該報告書に添付しなければならない。

(自動車取得税の納付の方法)

一 自動車の取得をした者の住所及び氏名又は所在地及び名称  
二 第百三十五条の三第一項の規定に該当する場合にあつては取得した自動車について所有権を留保している者の住所及び氏名又は所在地及び名称  
三 取得した自動車の定置場の所在

四 自動車を取得した年月日

五 自動車の取得の方法及び取得価額

六 取得した自動車の種類、用途、車名、型式及び車台番号

七 乗車定員又は最大積載量及び総排気量

八 自動車の登録番号又は車両番号

九 その他知事が必要と認める事項  
(自動車取得税の期限後申告及び修正申告納付)

第十百三十五条の十 前条第一項の規定によつて申告書を提出すべき者は、当該申告書の提出期限後においても、第百三十五条の十六の規定による決定の通知があるまでは、前条第一項の規定によつて申告納付することができる。

2 前条第一項若しくは前項若しくは本項の規定によつて申告書若しくは修正申告書を提出した者又は法第六百九十九条の十八の規定による更正若しくは決定を受けた者は、当該申告書若しくは修正申告書又は当該更正若しくは決定に係る課税標準額又は税額について不足額がある場合は、遅滞なく、自治省令で定める事項を記載した修正申告書を知事に提出するとともに、その修正により増加した税額を県に納付しなければならない。

第十百三十五条の十一 自動車取得税の納稅義務者は、第十百三十五条の九第一項又は前条の規定によつて自動車取得税を納付する場合(法第六百九十九条の二十の規定により当該自動車取得税に係る延滞金額を納付する場合を含む。以下本条において同じ。)には、これらの規定による申告書又は修正申告書に鳥取県収入証紙をはつてしなければならない。ただ

し、当該申告書又は修正申告書に係る自動車取得税の額に相当する現金を納付した後第三十号様式による納稅済印を受けることによつて鳥取県収入証紙のはり付けに代えることができる。

(譲渡担保財産の取得に対して課する自動車取得税の納稅義務の免除等)  
第一百三十五条の十二 法第六百九十九条の十四第一項の規定に該当する者は、第一百三十五条の九第一項の規定による申告書に次に掲げる事項を附記するとともに譲渡担保財産の設定に関する契約書の写しを添付しなければならない。

#### 一 譲渡担保財産の設定の年月日

#### 二 譲渡担保財産により担保される債権の消滅する予定年月日

#### 三 譲渡担保設定者の住所及び氏名又は所在地及び名称

(譲渡担保財産の取得に対して課する自動車取得税の徴収猶予に関する申請)

#### 第一百三十五条の十三 法第六百九十九条の十四第二項の規定の適用を受け

ようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した徴収猶予申請書を第一百三十五条の九第一項の規定による申告書を提出する際にあわせて知事に提出しなければならない。

#### (自動車取得税の徴収猶予)

第一百三十五条の十五 知事は、次の各号の一に該当する自動車の取得に對

しては自動車取得税を減免することができる。

一 災害により、滅失又は損かいしたことにより運行が不能となつた自動車に代るものと認める自動車の取得

二 取得した自動車がその取得の直後に災害により滅失又は損かいしたことにより運行が不能となつた場合における当該自動車の取得

三 前各号に掲げるものの外、特別の事情により知事が必要と認めたもの

すものとする。この場合において、徴収の猶予を取り消された者は、直ちに当該徴収の猶予がされた自動車取得税に係る徴収金を納付しなければならない。

(自動車の返還があつた場合の自動車取得税の還付又は納付義務の免除の申請)

第一百三十五条の十四 法第六百九十九条の十五第一項の規定の適用を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した還付申請書又は免除申請書に当該自動車の性能が良好でないことその他これに類する理由に

より当該自動車を当該自動車販売業者に返還したこととそれを証する書類を添付して知事に提出しなければならない。

一 還付又は免除を受けようとする自動車取得税の年度及び税額

二 返還した自動車の種類、用途、車名、型式及び車台番号

三 返還した自動車の登録番号又は車両番号

四 自動車を返還した年月日

五 自動車の返還を受けた自動車販売業者の氏名又は名称

六 その他知事が必要と認める事項

第一百三十五条の十五 知事は、次の各号の一に該当する自動車の取得に對しては自動車取得税を減免することができる。

一 災害により、滅失又は損かいしたことにより運行が不能となつた自動車に代るものと認める自動車の取得

二 取得した自動車がその取得の直後に災害により滅失又は損かいしたことにより運行が不能となつた場合における当該自動車の取得

三 前各号に掲げるものの外、特別の事情により知事が必要と認めたもの

の

2 前項の規定によつて自動車取得税の減免を受けようとする者は、その事由が発生した日から、同項第一号については滅失又は損かいした自動車に代る自動車に係る第百三十五条の九第一項の規定による申告書を提出する時又は日までに、同項第二号については滅失又は損かいした日から三十日以内に次に掲げる事項を記載した減免申請書を知事に提出しなければならない。

一 減免を受けようとする自動車取得税の納税者の住所及び氏名又は所在地及び名称

二 減免を受けようとする自動車取得税に係る自動車の種類、用途、車名、型式、車台番号及び登録番号又は車両番号

三 災害の発生した年月日

四 滅失又は損かいの状況

(五 その他知事が必要と認める事項  
(自動車取得税に係る更正、決定等に関する通知書の様式)

第百三十五条の十六 法第六百九十九条の十八第四項の規定による自動車

取得税に係る更正若しくは決定の通知又は法第六百九十九条の二十一第一

四項の規定による自動車取得税に係る過少申告加算金額若しくは不申告加算金額若しくは法第六百九十九条の二十二第四項の規定による自動車取 得税に係る重加算金額の決定の通知は、第三十号の二様式の通知書によつてする。

2 知事は、前項の規定による通知を発する場合においては、その日から一月を経過した日を納期限としなければならない。  
(自動車取得税に係る不足税額等の納付手続)

第百三十五条の十七 自動車取得税を申告納付すべき納税者は、前条の通

知書を受理した場合においては、過少申告加算金額、不申告加算金額又は重加算金額をそれぞれ納付書によつて納付しなければならない。

2 自動車取得税を申告納付すべき納税者は、前条の通知書を受理した場合において当該不足税額を第百三十五条の十一本文の規定による鳥取県収入証紙のはり付けにかえて現金で納付しようとするときは、同項の規定にかかわらず納付書によつてすることができる。

「第一節 軽油引取税」を「第二節 軽油引取税」に、「第二節 入獵税」を「第三節 入獵税」に改める。

附則第二十一項の次に次の三項を加える。

(昭和四十一年度分等の個人の県民税に関する特例)

22 昭和四十一年度から昭和四十六年度までの各年度分の個人の県民税に限り、第三十二条の二第二項の規定の適用については、同項中「法令の規定」とあるのは、「法令の規定(租税特別措置法第八条の三の規定を除く。)」とする。

23 昭和四十三年度から昭和四十八年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第二十五条の二第二項に規定する事業所得を有する場合において、第三十三条の四に規定する申告書(その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第三十三条の五第一項の確定申告書を含む。)に当該事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町村長が認めるときを含む。)は、当該事業所得に係る県民税の所得割の額として政令で定める額を免除する。

(昭和四十三年度分の県たばこ消費税に関する特例)

24 昭和四十三年度分の県たばこ消費税に限り第七十一条第三項の規定の適用については、同条中「製造たばこの本数を」とあるのは、「製造たばこの本数に政令で定める率を乗じて得た本数を」とする。別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一

## 簡易税率表

課税総所得金額(調整所得 金額)課税退職所得金額又 は課税山林所得金額		税 額	課税総所得金額(調整所得 金額)課税退職所得金額又 は課税山林所得金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満	
円 1,000	未 満	円 0	円 30,000	円 31,000	円 600
1,000	2,000	20	31,000	32,000	620
2,000	3,000	40	32,000	33,000	640
3,000	4,000	60	33,000	34,000	660
4,000	5,000	80	34,000	35,000	680
5,000	6,000	100	35,000	36,000	700
6,000	7,000	120	36,000	37,000	720
7,000	8,000	140	37,000	38,000	740
8,000	9,000	160	38,000	39,000	760
9,000	10,000	180	39,000	40,000	780
10,000	11,000	200	40,000	41,000	800
11,000	12,000	220	41,000	42,000	820
12,000	13,000	240	42,000	43,000	840
13,000	14,000	260	43,000	44,000	860
14,000	15,000	280	44,000	45,000	880
15,000	16,000	300	45,000	46,000	900
16,000	17,000	320	46,000	47,000	920
17,000	18,000	340	47,000	48,000	940
18,000	19,000	360	48,000	49,000	960
19,000	20,000	380	49,000	50,000	980
20,000	21,000	400	50,000	51,000	1,000
21,000	22,000	420	51,000	52,000	1,020
22,000	23,000	440	52,000	53,000	1,040
23,000	24,000	460	53,000	54,000	1,060
24,000	25,000	480	54,000	55,000	1,080
25,000	26,000	500	55,000	56,000	1,100
26,000	27,000	520	56,000	57,000	1,120
27,000	28,000	540	57,000	58,000	1,140
28,000	29,000	560	58,000	59,000	1,160
29,000	30,000	580	59,000	60,000	1,180

課税総所得金額(調整所得 金額)課税退職所得金額又 は課税山林所得金額			税 額	課税総所得金額(調整所得 金額)課税退職所得金額又 は課税山林所得金額			税 額
以 上	未	満		以 上	未	満	
60,000	61,000		1,200	115,000	117,000		2,300
61,000	62,000		1,220	117,000	119,000		2,340
62,000	63,000		1,240	119,000	121,000		2,380
63,000	64,000		1,260	121,000	123,000		2,420
64,000	65,000		1,280	123,000	125,000		2,460
65,000	67,000		1,300	125,000	127,000		2,500
67,000	69,000		1,340	127,000	129,000		2,540
69,000	71,000		1,380	129,000	131,000		2,580
71,000	73,000		1,420	131,000	133,000		2,620
73,000	75,000		1,460	133,000	135,000		2,660
75,000	77,000		1,500	135,000	137,000		2,700
77,000	79,000		1,540	137,000	139,000		2,740
79,000	81,000		1,580	139,000	141,000		2,780
81,000	83,000		1,620	141,000	143,000		2,820
83,000	85,000		1,660	143,000	145,000		2,860
85,000	87,000		1,700	145,000	147,000		2,900
87,000	89,000		1,740	147,000	149,000		2,940
89,000	91,000		1,780	149,000	151,000		2,980
91,000	93,000		1,820	151,000	153,000		3,020
93,000	95,000		1,860	153,000	155,000		3,060
95,000	97,000		1,900	155,000	157,000		3,100
97,000	99,000		1,940	157,000	159,000		3,140
99,000	101,000		1,980	159,000	161,000		3,180
101,000	103,000		2,020	161,000	163,000		3,220
103,000	105,000		2,060	163,000	165,000		3,260
105,000	107,000		2,100	165,000	167,000		3,300
107,000	109,000		2,140	167,000	169,000		3,340
109,000	111,000		2,180	169,000	171,000		3,380
111,000	113,000		2,220	171,000	173,000		3,420
113,000	115,000		2,260	173,000	175,000		3,460

課税総所得金額(調整所得 金額)課税退職所得金額又 は課税山林所得金額		税 額	課税総所得金額(調整所得 金額)課税退職所得金額又 は課税山林所得金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満	
175,000	177,000	3,500	255,000	258,000	5,100
177,000	179,000	3,540	258,000	261,000	5,160
179,000	181,000	3,580	261,000	264,000	5,220
181,000	183,000	3,620	264,000	267,000	5,280
183,000	185,000	3,660	267,000	270,000	5,340
185,000	187,000	3,700	270,000	273,000	5,400
187,000	189,000	3,740	273,000	276,000	5,460
189,000	191,000	3,780	276,000	279,000	5,520
191,000	193,000	3,820	279,000	282,000	5,580
193,000	195,000	3,860	282,000	285,000	5,640
195,000	198,000	3,900	285,000	288,000	5,700
198,000	201,000	3,960	288,000	291,000	5,760
201,000	204,000	4,020	291,000	294,000	5,820
204,000	207,000	4,080	294,000	297,000	5,880
207,000	210,000	4,140	297,000	300,000	5,940
210,000	213,000	4,200	300,000	303,000	6,000
213,000	216,000	4,260	303,000	306,000	6,060
216,000	219,000	4,320	306,000	309,000	6,120
219,000	222,000	4,380	309,000	312,000	6,180
222,000	225,000	4,440	312,000	315,000	6,240
225,000	228,000	4,500	315,000	318,000	6,300
228,000	231,000	4,560	318,000	321,000	6,360
231,000	234,000	4,620	321,000	324,000	6,420
234,000	237,000	4,680	324,000	327,000	6,480
237,000	240,000	4,740	327,000	330,000	6,540
240,000	243,000	4,800	330,000	333,000	6,600
243,000	246,000	4,860	333,000	336,000	6,660
246,000	249,000	4,920	336,000	339,000	6,720
249,000	252,000	4,980	339,000	342,000	6,780
252,000	255,000	5,040	342,000	345,000	6,840

課税総所得金額(調整所得 金額) 課税退職所得金額又 は課税山林所得金額		税 額	課税総所得金額(調整所得 金額) 課税退職所得金額又 は課税山林所得金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満	
345,000	348,000	6,900	450,000	454,000	9,000
348,000	351,000	6,960	454,000	458,000	9,080
351,000	354,000	7,020	458,000	462,000	9,160
354,000	357,000	7,080	462,000	466,000	9,240
357,000	360,000	7,140	466,000	470,000	9,320
360,000	363,000	7,200	470,000	474,000	9,400
363,000	366,000	7,260	474,000	478,000	9,480
366,000	369,000	7,320	478,000	482,000	9,560
369,000	372,000	7,380	482,000	486,000	9,640
372,000	375,000	7,440	486,000	490,000	9,720
375,000	378,000	7,500	490,000	494,000	9,800
378,000	381,000	7,560	494,000	498,000	9,880
381,000	384,000	7,620	498,000	502,000	9,960
384,000	387,000	7,680	502,000	506,000	10,040
387,000	390,000	7,740	506,000	510,000	10,120
390,000	394,000	7,800	510,000	514,000	10,200
394,000	398,000	7,880	514,000	518,000	10,280
398,000	402,000	7,960	518,000	522,000	10,360
402,000	406,000	8,040	522,000	526,000	10,440
406,000	410,000	8,120	526,000	530,000	10,520
410,000	414,000	8,200	530,000	534,000	10,600
414,000	418,000	8,280	534,000	538,000	10,680
418,000	422,000	8,360	538,000	542,000	10,760
422,000	426,000	8,440	542,000	546,000	10,840
426,000	430,000	8,520	546,000	550,000	10,920
430,000	434,000	8,600	550,000	554,000	11,000
434,000	438,000	8,680	554,000	558,000	11,080
438,000	442,000	8,760	558,000	562,000	11,160
442,000	446,000	8,840	562,000	566,000	11,240
446,000	450,000	8,920	566,000	570,000	11,320

課税総所得金額(調整所得 金額)課税退職所得金額又 は課税山林所得金額		税 額	課税総所得金額(調整所得 金額)課税退職所得金額又 は課税山林所得金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満	
円	円	円	円	円	円
570,000	574,000	11,400	700,000	705,000	14,000
574,000	578,000	11,480	705,000	710,000	14,100
578,000	582,000	11,560	710,000	715,000	14,200
582,000	586,000	11,640	715,000	720,000	14,300
586,000	590,000	11,720	720,000	725,000	14,400
590,000	594,000	11,800	725,000	730,000	14,500
594,000	598,000	11,880	730,000	735,000	14,600
598,000	602,000	11,960	735,000	740,000	14,700
602,000	606,000	12,040	740,000	745,000	14,800
606,000	610,000	12,120	745,000	750,000	14,900
610,000	614,000	12,200	750,000	755,000	15,000
614,000	618,000	12,280	755,000	760,000	15,100
618,000	622,000	12,360	760,000	765,000	15,200
622,000	626,000	12,440	765,000	770,000	15,300
626,000	630,000	12,520	770,000	775,000	15,400
630,000	634,000	12,600	775,000	780,000	15,500
634,000	638,000	12,680	780,000	785,000	15,600
638,000	642,000	12,760	785,000	790,000	15,700
642,000	646,000	12,840	790,000	795,000	15,800
646,000	650,000	12,920	795,000	800,000	15,900
650,000	655,000	13,000	800,000	805,000	16,000
655,000	660,000	13,100	805,000	810,000	16,100
660,000	665,000	13,200	810,000	815,000	16,200
665,000	670,000	13,300	815,000	820,000	16,300
670,000	675,000	13,400	820,000	825,000	16,400
675,000	680,000	13,500	825,000	830,000	16,500
680,000	685,000	13,600	830,000	835,000	16,600
685,000	690,000	13,700	835,000	840,000	16,700
690,000	695,000	13,800	840,000	845,000	16,800
695,000	700,000	13,900	845,000	850,000	16,900

課税総所得金額(調整所得金額) 課税退職所得金額又 は課税山林所得金額			税 額	課税総所得金額(調整所得 金額) 課税退職所得金額又 は課税山林所得金額			税 額
以 上	未 満			以 上	未 満		
円 850,000	円 855,000	円 17,000	円 950,000	円 955,000	円 19,000		
855,000	860,000	17,100	955,000	960,000	19,100		
860,000	865,000	17,200	960,000	965,000	19,200		
865,000	870,000	17,300	965,000	970,000	19,300		
870,000	875,000	17,400	970,000	975,000	19,400		
875,000	880,000	17,500	975,000	980,000	19,500		
880,000	885,000	17,600	980,000	985,000	19,600		
885,000	890,000	17,700	985,000	990,000	19,700		
890,000	895,000	17,800	990,000	995,000	19,800		
895,000	900,000	17,900	995,000	1,000,000円	19,900		
900,000	905,000	18,000	1,000,000円				20,000
905,000	910,000	18,100					
910,000	915,000	18,200					
915,000	920,000	18,300					
920,000	925,000	18,400					
925,000	930,000	18,500					
930,000	935,000	18,600					
935,000	940,000	18,700					
940,000	945,000	18,800					
945,000	950,000	18,900					

(備考) 「課税総所得金額」とは、総所得金額について、雑損控除、医療費控除、社会保険料控除、小規模企業共済掛金控除、生命保険料控除、障害者控除、老年者控除、寡婦控除、勤労学生控除、配偶者控除、扶養控除及び基礎控除をした後の金額をいい、「(調整所得金額)」とは、法第36条の規定による申告書の提出があつた場合において、同条の規定により所得税法第90条第1項第1号の規定の例によつて計算した同条の調整所得金額をいい、「課税退職所得金額」とは、退職所得の金額について、雑損控除、医療費控除、社会保険料控除、小規模企業共済掛金控除、生命保険料控除、障害者控除、老年者控除、寡婦控除、勤労学生控除、配偶者控除、扶養控除及び基礎控除をした後の金額をいい、「課税山林所得金額」とは、山林所得金額について、雑損控除、医療費控除、社会保険料控除、小規模企業共済掛金控除、生命保険料控除、障害者控除、老年者控除、寡婦控除、勤労学生控除、配偶者控除、扶養控除及び基礎控除をした後の金額をいう。

別表第二 退職所得に係る県民税の特別徴収税額表

退職所得控除額控除後の 退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の 退職手当等の金額			税 額
以 上	未 満		以 上	未 満	円	
6,000	円未満	0	64,000	66,000	570	
6,000	8,000	50	66,000	68,000	590	
8,000	10,000	70	68,000	70,000	610	
10,000	12,000	90	70,000	72,000	630	
12,000	14,000	100	72,000	74,000	640	
14,000	16,000	120	74,000	76,000	660	
16,000	18,000	140	76,000	78,000	680	
18,000	20,000	160	78,000	80,000	700	
20,000	22,000	180	80,000	82,000	720	
22,000	24,000	190	82,000	84,000	730	
24,000	26,000	210	84,000	86,000	750	
26,000	28,000	230	86,000	88,000	770	
28,000	30,000	250	88,000	90,000	790	
30,000	32,000	270	90,000	92,000	810	
32,000	34,000	280	92,000	94,000	820	
34,000	36,000	300	94,000	96,000	840	
36,000	38,000	320	96,000	98,000	860	
38,000	40,000	340	98,000	100,000	880	
40,000	42,000	360	100,000	102,000	900	
42,000	44,000	370	102,000	104,000	910	
44,000	46,000	390	104,000	106,000	930	
46,000	48,000	410	106,000	108,000	950	
48,000	50,000	430	108,000	110,000	970	
50,000	52,000	450	110,000	112,000	990	
52,000	54,000	460	112,000	114,000	1,000	
54,000	56,000	480	114,000	116,000	1,020	
56,000	58,000	500	116,000	118,000	1,040	
58,000	60,000	520	118,000	120,000	1,060	
60,000	62,000	540	120,000	122,000	1,080	
62,000	64,000	550	122,000	124,000	1,090	

退職所得控除額控除後の 退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の 退職手当等の金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満	
124,000	126,000	1,110	238,000	242,000	2,140
126,000	128,000	1,130	242,000	246,000	2,170
128,000	130,000	1,150	246,000	250,000	2,210
130,000	134,000	1,170	250,000	254,000	2,250
134,000	138,000	1,200	254,000	258,000	2,280
138,000	142,000	1,240	258,000	262,000	2,320
142,000	146,000	1,270	262,000	266,000	2,350
146,000	150,000	1,310	266,000	270,000	2,390
150,000	154,000	1,350	270,000	274,000	2,430
154,000	158,000	1,380	274,000	278,000	2,460
158,000	162,000	1,420	278,000	282,000	2,500
162,000	166,000	1,450	282,000	286,000	2,530
166,000	170,000	1,490	286,000	290,000	2,570
170,000	174,000	1,530	290,000	294,000	2,610
174,000	178,000	1,560	294,000	298,000	2,640
178,000	182,000	1,600	298,000	302,000	2,680
182,000	186,000	1,630	302,000	306,000	2,710
186,000	190,000	1,670	306,000	310,000	2,750
190,000	194,000	1,710	310,000	314,000	2,790
194,000	198,000	1,740	314,000	318,000	2,820
198,000	202,000	1,780	318,000	322,000	2,860
202,000	206,000	1,810	322,000	326,000	2,890
206,000	210,000	1,850	326,000	330,000	2,930
210,000	214,000	1,890	330,000	334,000	2,970
214,000	218,000	1,920	334,000	338,000	3,000
218,000	222,000	1,960	338,000	342,000	3,040
222,000	226,000	1,990	342,000	346,000	3,070
226,000	230,000	2,030	346,000	350,000	3,110
230,000	234,000	2,070	350,000	354,000	3,150
234,000	238,000	2,100	354,000	358,000	3,180

退職所得控除額控除後の 退職手当等の金額			税 額	退職所得控除額控除後の 退職手当等の金額			税 額
以 上	未 満			以 上	未 満		
358,000	362,000		3,220	522,000	528,000		4,690
362,000	366,000		3,250	528,000	534,000		4,750
366,000	370,000		3,290	534,000	540,000		4,800
370,000	374,000		3,330	540,000	546,000		4,860
374,000	378,000		3,360	546,000	552,000		4,910
378,000	382,000		3,400	552,000	558,000		4,960
382,000	386,000		3,430	558,000	564,000		5,020
386,000	390,000		3,470	564,000	570,000		5,070
390,000	396,000		3,510	570,000	576,000		5,130
396,000	402,000		3,560	576,000	582,000		5,180
402,000	408,000		3,610	582,000	588,000		5,230
408,000	414,000		3,670	588,000	594,000		5,290
414,000	420,000		3,720	594,000	600,000		5,340
420,000	426,000		3,780	600,000	606,000		5,400
426,000	432,000		3,830	606,000	612,000		5,450
432,000	438,000		3,880	612,000	618,000		5,500
438,000	444,000		3,940	618,000	624,000		5,560
444,000	450,000		3,990	624,000	630,000		5,610
450,000	456,000		4,050	630,000	636,000		5,670
456,000	462,000		4,100	636,000	642,000		5,720
462,000	468,000		4,150	642,000	648,000		5,770
468,000	474,000		4,210	648,000	654,000		5,830
474,000	480,000		4,260	654,000	660,000		5,880
480,000	486,000		4,320	660,000	666,000		5,940
486,000	492,000		4,370	666,000	672,000		5,990
492,000	498,000		4,420	672,000	678,000		6,040
498,000	504,000		4,480	678,000	684,000		6,100
504,000	510,000		4,530	684,000	690,000		6,150
510,000	516,000		4,590	690,000	696,000		6,210
516,000	522,000		4,640	696,000	702,000		6,260

退職所得控除額控除後の 退職手当等の金額			税	額	退職所得控除額控除後の 退職手当等の金額			税	額
以	上	未			以	上	未		
	円	円	円	円		円	円	円	円
702,000		708,000	6,310		916,000		924,000		8,240
708,000		714,000	6,370		924,000		932,000		8,310
714,000		720,000	6,420		932,000		940,000		8,380
720,000		726,000	6,480		940,000		948,000		8,460
726,000		732,000	6,530		948,000		956,000		8,530
732,000		738,000	6,580		956,000		964,000		8,600
738,000		744,000	6,640		964,000		972,000		8,670
744,000		750,000	6,690		972,000		980,000		8,740
750,000		756,000	6,750		980,000		988,000		8,820
756,000		762,000	6,800		988,000		996,000		8,890
762,000		768,000	6,850		996,000		1,004,000		8,960
768,000		774,000	6,910		1,004,000		1,012,000		9,030
774,000		780,000	6,960		1,012,000		1,020,000		9,100
780,000		788,000	7,020		1,020,000		1,028,000		9,180
788,000		796,000	7,900		1,028,000		1,036,000		9,250
796,000		804,000	7,160		1,036,000		1,044,000		9,320
804,000		812,000	7,230		1,044,000		1,052,000		9,390
812,000		820,000	7,300		1,052,000		1,060,000		9,460
820,000		828,000	7,380		1,060,000		1,068,000		9,540
828,000		836,000	7,450		1,068,000		1,076,000		9,610
836,000		844,000	7,520		1,076,000		1,084,000		9,680
844,000		852,000	7,590		1,084,000		1,092,000		9,750
852,000		860,000	7,660		1,092,000		1,100,000		9,820
860,000		868,000	7,740		1,100,000		1,108,000		9,900
868,000		876,000	7,810		1,108,000		1,116,000		9,970
876,000		884,000	7,880		1,116,000		1,124,000		10,040
884,000		892,000	7,950		1,124,000		1,132,000		10,110
892,000		900,000	8,020		1,132,000		1,140,000		10,180
900,000		908,000	8,100		1,140,000		1,148,000		10,260
908,000		916,000	8,170		1,148,000		1,156,000		10,330

退職所得控除額控除後の 退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の 退職手当等の金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満	
1,156,000	1,164,000	10,400	1,420,000	1,430,000	12,780
1,164,000	1,172,000	10,470	1,430,000	1,440,000	12,870
1,172,000	1,180,000	10,540	1,440,000	1,450,000	12,960
1,180,000	1,188,000	10,620	1,450,000	1,460,000	13,050
1,188,000	1,196,000	10,690	1,460,000	1,470,000	13,140
1,196,000	1,204,000	10,760	1,470,000	1,480,000	13,230
1,204,000	1,212,000	10,830	1,480,000	1,490,000	13,320
1,212,000	1,220,000	10,900	1,490,000	1,500,000	13,410
1,220,000	1,228,000	10,980	1,500,000	1,510,000	13,500
1,228,000	1,236,000	11,050	1,510,000	1,520,000	13,590
1,236,000	1,244,000	11,120	1,520,000	1,530,000	13,680
1,244,000	1,252,000	11,190	1,530,000	1,540,000	13,770
1,252,000	1,260,000	11,260	1,540,000	1,550,000	13,860
1,260,000	1,268,000	11,340	1,550,000	1,560,000	13,950
1,268,000	1,276,000	11,410	1,560,000	1,570,000	14,040
1,276,000	1,284,000	11,480	1,570,000	1,580,000	14,130
1,284,000	1,292,000	11,550	1,580,000	1,590,000	14,220
1,292,000	1,300,000	11,620	1,590,000	1,600,000	14,310
1,300,000	1,310,000	11,700	1,600,000	1,610,000	14,400
1,310,000	1,320,000	11,790	1,610,000	1,620,000	14,490
1,320,000	1,330,000	11,880	1,620,000	1,630,000	14,580
1,330,000	1,340,000	11,970	1,630,000	1,640,000	14,670
1,340,000	1,350,000	12,060	1,640,000	1,650,000	14,760
1,350,000	1,360,000	12,150	1,650,000	1,660,000	14,850
1,360,000	1,370,000	12,240	1,660,000	1,670,000	14,940
1,370,000	1,380,000	12,330	1,670,000	1,680,000	15,030
1,380,000	1,390,000	12,420	1,680,000	1,690,000	15,120
1,390,000	1,400,000	12,510	1,690,000	1,700,000	15,210
1,400,000	1,410,000	12,600	1,700,000	1,710,000	15,300
1,410,000	1,420,000	12,690	1,710,000	1,720,000	15,390

退職所得控除額控除後の 退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後の 退職手当等の金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満	
1,720,000	1,730,000	15,480	1,920,000	1,930,000	17,280
1,730,000	1,740,000	15,570	1,930,000	1,940,000	17,370
1,740,000	1,750,000	15,660	1,940,000	1,950,000	17,460
1,750,000	1,760,000	15,750	1,950,000	1,960,000	17,550
1,760,000	1,770,000	15,840	1,960,000	1,970,000	17,640
1,770,000	1,780,000	15,930	1,970,000	1,980,000	17,730
1,780,000	1,790,000	16,020	1,980,000	1,990,000	17,820
1,790,000	1,800,000	16,110	1,990,000	2,000,000	17,910
1,800,000	1,810,000	16,200	2,000,000	3,000,000	退職所得控除額控除後 の退職手当等の金額に 0.9% を乗じて算出し た金額
1,810,000	1,820,000	16,290			
1,820,000	1,830,000	16,380			退職所得控除額控除後 の退職手当等の金額に 1.8% を乗じて算出し た金額から27,000円を 控除した金額
1,830,000	1,840,000	16,470	3,000,000円以上		
1,840,000	1,850,000	16,560			
1,850,000	1,860,000	16,650			
1,860,000	1,870,000	16,740			
1,870,000	1,880,000	16,830			
1,880,000	1,890,000	16,920			
1,890,000	1,900,000	17,010			
1,900,000	1,910,000	17,100			
1,910,000	1,920,000	17,190			

(注) この表において「退職所得控除額控除後の退職手当等の金額」とは、退職手当等の金額から退職所得控除額を控除した残額をいう。

(備考) 税額を求めるには、まず、退職所得控除額控除後の退職手当等の金額を求め、次に、その金額に応じて「退職所得控除額控除後の退職手当等の金額」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「税額」欄に記載されている金額が、その求める税額である。この場合において、退職所得控除額控除後の退職手当等の金額が2,000,000円以上の納稅義務者の退職所得控除額控除後の退職手当等の金額の2分の1に相当する金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数の金額に2を乗じて計算した金額を退職所得控除額控除後の退職手当等の金額から控除した後の金額を退職所得控除額控除後の退職手当等の金額とみなすものとし、その納稅義務者の税額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもつてその求める税額とする。

## 表 面

第一号様式その一

第一号様式その一を次のように改める。

県 税			
※ 申告 領収済通知書(正本) ④			
<p><b>注 意</b></p> <p><b>延滞金について</b> 納期限後に県税を納められる場合において税額が2,000円以上であるとき(1,000円未満の端数は切り捨てる。)は、当該税額100円について1日4銭(次に掲げる税額のそれぞれの期間については1日2銭)の割合をもって、納期限の翌日から納められる日までの日数により計算した金額に相当する延滞金額(100円未満の端数があるとき又はその全額が500円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)を当該税額に加算して納めてください。</p> <p>1 納期前に提出した申告書に係る税額 納期限の翌日から1月を経過する日までの期間</p> <p>2 納期限後に提出した申告書に係る税額 納期限の翌日から当該申告書を提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間</p> <p>3 修正申告に係る税額 申告書を提出した日(修正申告書をその提出期限前に提出した場合には、当該申告書の提出期限)までの期間又はその期間の末日の翌日から1月を経過する日までの期間</p> <p>4 更正又は決定による不足税額 当該不足税額の納付期限までの期間又はその納期限の翌日から1月を経過する日までの期間</p> <p>上記のとおり領収済につき通知します。</p>			
口座番号	松江公番	加入者	県税事務所
		(納入) 第 号	
		所在地	
		年度	
		法人名	
(款) 稽	税額		
	延滞金		
	計		
	税額		
	延滞金		
	計		
(款) 稽	税額		
	延滞金		
	過少申告		
	過加算金		
	不申告		
	重加算金		
合 計			
納 期 限 年 月 日			
事業	年 月 日から	中間(予定)計算	年 月 日から
年度	年 月 日まで	期 間	年 月 日まで
取りまとめ指定金融機関名又は取りまとめ郵便局名			
指定金融機関等又は郵便局の領収日付印			
備考			
指定金融機関等又は郵便局の領収日付印			
(納入) 第 号			
所在地			
年度			
法人名			
(款) 稽	税額		
	延滞金		
	過少申告		
	過加算金		
	不申告		
	重加算金		
合 計			
納 期 限 年 月 日			
事業	年 月 日から	中間(予定)計算	年 月 日から
年度	年 月 日まで	期 間	年 月 日まで
納付すべき場所 銀行 店又は近くの 若しくは郵便局			
日 計 円			
受付(領収)日付印			

裏面

(裏)

面)

県 稅

申告 領收済通知書(副本) 

口座番号	松江公 番	加入者	県税事務所		
第	号	(納入) 所在地			
	年度	法人名			
(款)	法人農民税	税額 延滞金 計			
県	法人事業税	税額 延滞金 過少申告金 附加算金 不申告金 重附加算金 計			
税	合計				
納期限		年月日			
事業年度	年月 年月	日から 日まで	中間(予定)計算期間	年月 年月	日から 日まで
上記のとおり領収済につき通知します。					

## 県 税

※ 申告 領 収 証 書 公

口座 番号	松江公 番		加入者	県税事務所			
第	号	(納入) 所在地					
		年度		法人名			
(款)	法人 県民 税	税額					
県 税	延滞金						
	計						
	法人 事 業 税	税額					
	延滞金						
	過少申告金						
	附加申算金						
	重加算金						
合	計						
納期限		年月日					
事業 年度	年月	日から	中間(予定)計算 期間	年月	日から		
	年月	日まで	期間	年月	日まで		
上記のとおり領収しました。							

真面目

第二号様式を次のように改める。

00397

(号外) 第37号

(第三種郵便物認可)

25~26

昭和43年4月1日

月曜日

鳥 取 県 公 報

(表)

面)

<p><b>注 意</b></p> <p>延滞金について</p> <p>納期限後に県税を納められる場合において税額が2,000円以上であるとき(1,000円未満の端数は切り捨てる。)は、当該税額100円について1日4銭(次に掲げる税額のそれぞれの期間については1日2銭)の割合をもつて、納期限の翌日から納められる日までの日数により計算した金額に相当する延滞金額(100円未満の端数があるとき又はその金額が500円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)を当該税額に加算して納めてください。</p> <p>1 申告して納付又は納入すべき税金に係るもの</p> <p>ア 期限後に申告納付又は申告納入する税額 納期限の翌日から1月を経過する日までの期間</p> <p>イ 更正又は決定による不足税額 当該不足税額の納付期限までの期間又はその納期限の翌日から1月を経過する日までの期間</p> <p>2 納税通知書により告知された税額に係るもの</p> <p>納期限後に納付する税額 納期限の翌日から1月を経過する日までの期間</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="4">県 税</th> </tr> <tr> <th>月分</th> <th colspan="3">領 取 済 通 知 書 (正本) ㊂</th> </tr> <tr> <th>口座番号</th> <th>松江公番</th> <th>加入者</th> <th>県税事務所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 号</td> <td>(納人) 住所</td> <td>郡市</td> <td>町村</td> </tr> <tr> <td>年度</td> <td>氏名</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>(款) 県 税</td> <td>(項) (目)</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>税 額</td> <td></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>延 滞 金</td> <td></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>過 少 申 告 加 算 金</td> <td></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>不申告加算金</td> <td></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>重 加 算 金</td> <td></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>納 期 限</td> <td>年</td> <td>月</td> <td>日</td> </tr> </tbody> </table> <p>上記のとおり領取済につき通知します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td>取りまとめ指定金融機関名又は取りまとめ郵便局名</td> <td>指定金融機関等又は郵便局の領取日付印</td> <td>指定金融機関等又は郵便局の受付日付印</td> </tr> </table>	県 税				月分	領 取 済 通 知 書 (正本) ㊂			口座番号	松江公番	加入者	県税事務所	第 号	(納人) 住所	郡市	町村	年度	氏名			(款) 県 税	(項) (目)			税 額				延 滞 金				過 少 申 告 加 算 金				不申告加算金				重 加 算 金				計				納 期 限	年	月	日	取りまとめ指定金融機関名又は取りまとめ郵便局名	指定金融機関等又は郵便局の領取日付印	指定金融機関等又は郵便局の受付日付印
	県 税																																																							
月分	領 取 済 通 知 書 (正本) ㊂																																																							
口座番号	松江公番	加入者	県税事務所																																																					
第 号	(納人) 住所	郡市	町村																																																					
年度	氏名																																																							
(款) 県 税	(項) (目)																																																							
税 額																																																								
延 滞 金																																																								
過 少 申 告 加 算 金																																																								
不申告加算金																																																								
重 加 算 金																																																								
計																																																								
納 期 限	年	月	日																																																					
取りまとめ指定金融機関名又は取りまとめ郵便局名	指定金融機関等又は郵便局の領取日付印	指定金融機関等又は郵便局の受付日付印																																																						
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2">備 考</th> <th>日 計</th> <th>受付(領取)日付印</th> </tr> <tr> <td>□</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </thead> </table>	備 考		日 計	受付(領取)日付印	□																																																		
備 考		日 計	受付(領取)日付印																																																					
□																																																								

裏面余白

00398

27~28

昭和43年4月1日

月曜日

## 鳥 取 県 公 報

(号外) 第37号

(第三種郵便物認可)

(裏)

(面)

## 県 税

月分	領収済通知書(副本) ◎			
口座番号	松江	公番	加入者	県税事務所
第 号	(納人) 住 所 年度	市	町 村	
姓 氏 名				
(款) 県 税	(項) (目)			
税 額				
延 滞 金				
過 少 申 告 加 算 金				
不申告加算金				
重 加 算 金				
計				
納 期 限	年	月	日	

上記のとおり領収済につき通知します。

## 県 税

月分	領 収 証 書 ◎			
口座番号	松江	公番	加入者	県税事務所
第 号	(納人) 住 所 年度	市	町 村	
姓 氏 名				
(款) 県 税	(項) (目)			
税 額				
延 滞 金				
過 少 申 告 加 算 金				
不申告加算金				
重 加 算 金				
計				
納 期 限	年	月	日	

上記のとおり領収しました。

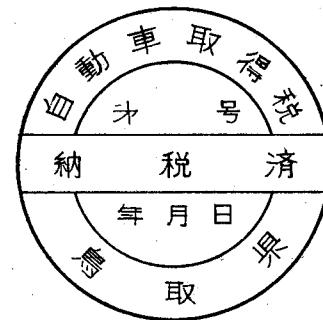
裏面金印

00399

29 昭和43年4月1日 月曜日 鳥取県公報 (号外) 第37号 (第三種郵便物認可)

第三十号様式

第三十号様式を次のように改める。



第三十号様式の次に次の様式を加える。  
第三十号の二様式

自動車取得税  
附加算金 更正(決定)通知書

市 都 区 町 村	番地 殿
-----------------------	---------

次のとおり更正(決定)したので通知しますから  
太線部分の額を同封の納付書によつて納付してください。

年 月 日

鳥取県知事 氏名 國

## 第 号

区分	課税標準等 ①	税率等 ②	税額 ①×② ③	摘要
更正(決定)額 ④		円 $\frac{3}{100}$	円	
既申告(更正、決定)額 ⑤		円 $\frac{3}{100}$	円	
差引不足額 ④-⑤ ⑥			(ア)	
過少申告附加算金 ⑦			(イ)	
不申告附加算金 ⑧			(ウ)	
重加算金 ⑨			(エ)	
延滞金 ⑩	不足税額については、年月日から納付の日までの期間に応じ税額2,000円以上であるとき(1,000円未満の端数は切り捨てる。)は、当該税額100円につき1日4銭(この通知書による納期限までの期間又は当該期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、1日2銭)の割合で計算した金額 (オ)			
納付期限	年 月 日			
納付場所	銀行 店又は近くの 銀行 店若しくは郵便局			
更正(決定)の根拠法令	地方税法第699条の18、第699条の21及び第699条の22			
更正(決定)の対象となつた自動車	(1) 普通4輪 (2) 小型4輪 (3) 3輪	(4) バス (5) 軽自動車	登録番号 (車両番号)	鳥号

## お知らせ

この通知について不服がある場合は、この通知書を受けとつた日の翌日から起算して30日以内に行政不服審査法第4条の規定により知事に審査請求することができます。

## (附則)

## (施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、料理飲食等消費税に関する改正規定は同年六月一日から、自動車取得税に関する改正規定は、同年七月一日から施行する。

## (延滞金の端数計算に関する規定の適用)

2 この条例による改正後の鳥取県税条例（以下「新条例」という。）第二十四条第四項の規定は、昭和四十三年四月一日（以下「施行日」といいう。）以後に納付され、又は納入される延滞金について適用する。

## (県民税に関する規定の適用)

3 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中個人の県民税に関する部分は、昭和四十三年度分の個人の県民税から適用し、昭和四十二年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

6 新条例第六十一条第二項の規定は、同項に規定する家屋の新築後最初に行なわれる注文者に対する請負人からの譲渡で施行日以後にされるものについて適用し、同日前にされた当該譲渡については、なお従前の例による。

## (料理飲食等消費税に関する規定の適用)

7 新条例第九十四条の四第二項及び第三項の規定は、昭和四十三年六月一日以後における飲食及び宿泊並びにその他の利用行為（新条例第九十二条第一項に規定するその他の利用行為をいう。）に対して課すべき料理飲食等消費税について適用し、同日前における当該行為に対しても課する料理飲食等消費税については、なお従前の例による。

4 新条例別表第二は、施行日以後に支払われる新条例第三十八条の二に規定する退職手当等に係る新条例第三十八条の六の規定によつて徴収する税額（以下この項において「特別徴収税額」という。）又は同日以後に確定する新条例第三十八条の八の規定によつて徴収する税額（以下この項において「普通徴収税額」という。）の算定について適用し、同日前に支払われた当該退職手当等に係る当該特別徴収税額又は同日前に確定した当該普通徴収税額の算定については、なお従前の例による。

## (事業税に関する規定の適用)

5 新条例の規定中個人の事業税に関する部分は、昭和四十三年度分の個人の事業税から適用し、昭和四十二年度分までの個人の事業税については、なお従前の例による。